

平成十六年度東京都予算等に関する要望書

(社)東京都自動車整備振興会 東京都自動車整備商工組合

【要望事項】

1. 商品自動車にかかる自動車保管場所証明の省略を検討されたい。

(理由)

現在、自動車の保管に関しては特定地域において自動車保管場所を明確に提示しなくてはならないが、自動車整備事業者が中古自動車の販売目的で保管しているいわゆる商品自動車においても「保管場所証明」並びに「保管場所標章」の手続きを要し負担を強いられている。自動車整備事業者の扱う商品自動車にあっては展示または、次の所有者が確定するまでの一時的な保管であり、特に自動車分解整備事業者にあっては、国土交通省が定める認証基準により、一般的な整備工場（普通小型自動車対象）では、18平方メートルの車両置き場を必ず設置している。

については、古物商の許可を取得した自動車整備事業者の一定期間における商品自動車に限り保管場所証明等の省略を検討されたい。

【要望事項】

2. 軽自動車納税事務オンライン化を早急に制度化されたい。

(理由)

自動車税の納税事務については、すでにオンライン化（電子処理化）され、各税事務所においても納税証明書の発行を受けることができ、都民の利便が確保されている。しかし、軽自動車税については、その納税窓口が区市町村であるため、当該軽自動車の所轄市町村でないと納税証明書の発行を受けることが出来ない。

については、都民の利便向上を図るため各区市町村と軽自動車検査協会間のオンライン化を早急に制度化し、検査協会等のいずれの窓口でも納税証明書の発行等、納税事務が行い得るよう措置されたい。

【要望事項】

3. 自動車整備事業者が装着した PM 減少装置にあっては、都は PM 減少装置の指定責任を明確にし、点検整備の励行と自動車排出ガスをおさえるための都民広報を実施されたい。

(理由)

都が指定した PM 減少装置の中には完成度の低いものがあり、故障や耐久性を心配する声が挙がっている。

環境確保条例の可決に際して都議会は「粒子状物質減少装置の技術開発の促進、供給体制の整備につとめる」との付帯決議を行い、都に努力義務を課している。従って、これらの装置を自動車整備事業者が装着し、事業者が装置の使用条件を守っていて事故や故障が発生した場合は、都は「指定責任」をとることを明確にするとともに、メーカー等への指導を引き続き行われたい。

また、本年 10 月 1 日より、都におけるディーゼル車排出ガス規制が施行されるが、本会ではこうした状況を踏まえ、「点検整備前後とディーゼル車の黒煙濃度との関係」について平成 12 年より調査を行っている。その結果、下記のとおり、点検前と点検・整備後の黒煙濃度が「14～15%」改善されることがわかった。

ついでには、東京都における深刻な大気汚染状況を踏まえ、的確な点検整備の実施による使用過程車の黒煙濃度等低減を図るという観点から、「点検整備の励行」が確保されるよう、トラック等のディーゼル車運転者の視覚に触れることの多い、東京都が管理する道路の見やすい場所に、点検整備の励行と排出ガスを低減させるための「都民広報」を積極的に実施されたい。

点検整備実施による黒煙濃度の改善

		調査台数	平均濃度	改善率
平成 14 年調査	点検整備前	2,172 台	27.4%	15.4%
	点検整備後		23.2%	
平成 13 年調査	点検整備前	2,384 台	29.1%	13.8%
	点検整備後		24.7%	
平成 12 年調査	点検整備前	2,821 台	33.5%	13.9%
	点検整備後		28.8%	

(点検整備前後とディーゼル車の黒煙濃度との関係：本会実施調査から)